

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 3 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和7年3月18日

開 議	午前9時30分	
日程第1	議案第3号	岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について
日程第2	議案第4号	岩出市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第3	議案第5号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第4	議案第6号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第7号	岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第8号	岩出市職員旅費条例の一部改正について
日程第7	議案第9号	岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第8	議案第10号	岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について
日程第9	議案第11号	岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第12号	岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第11	議案第13号	岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第14号	令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）
日程第13	議案第15号	令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第14	議案第16号	令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第15	議案第17号	令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第18号	令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第19号	市道路線の認定について
日程第18	議案第20号	令和7年度岩出市一般会計予算
日程第19	議案第21号	令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第20	議案第22号	令和7年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第21	議案第23号	令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第22	議案第24号	令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第23	議案第25号	令和7年度岩出市水道事業会計予算

- 日程第24 議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算
- 日程第25 議員派遣について
- 日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

2番、福山晴美議員は、療養のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、議案第3号から議案第26号までの議案24件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第3号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について～

日程第24 議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算  
いて

○玉田議長 日程第1 議案第3号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正の件から日程第24 議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案24件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案24件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第3号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正の件外、議案16件です。

当委員会は3月10日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第3号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正の件、議案第4号 岩出市犯罪被害者等支援条例の制定の件、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件、議案第7号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（所管部分）、議案第8号 岩出市職員旅費

条例の一部改正の件、議案第10号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正の件、議案第11号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正の件、議案第12号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第13号 岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件、議案第14号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分、議案第17号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第18号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第19号 市道路線の認定の件、議案第24号 令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第25号 令和7年度岩出市水道事業会計予算及び議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算、以上17議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号の所管部分、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号の所管部分、議案第17号、議案第18号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号は可決、議案第19号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第3号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正の件、議案第4号 岩出市犯罪被害者等支援条例の制定の件及び議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件では、質疑はありませんでした。

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件では、条例の改正により、男性職員の育児休業の取得率は上がるのか。介護両立支援制度について、40歳未満の職員がこの制度を必要とした場合の取扱いは。また、介護両立支援制度に係る研修の対象職員は、について。

議案第7号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（所管部分）では、質疑はありませんでした。

議案第8号 岩出市職員旅費条例の一部改正の件では、物価高騰等により、宿泊費が1万4,000円を超える場合の対応は。食卓料をなくす理由は、について。

議案第10号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正の件、議案第11号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正の件及び議案第12号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第13号 岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部

改正の件では、退職報償金の支給額は最終の階級により算定されるのか。また、勤務年数の考え方は、について。

議案第14号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業について、今後、どのような交付金があったとき、全市民に対して公平なものとしてどのようなものが考えられるのか。消防団員福祉共済入院見舞金の対象者があったのか、について。

議案第17号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第18号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）では、下水道事業費の減価償却費を減額補正する理由は、について。

議案第19号 市道路線の認定の件及び議案第24号 令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算では、質疑はありませんでした。

議案第25号 令和7年度岩出市水道事業会計予算では、物価高騰対策基本料金免除事業の実施時期及び期間は、について。

議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算では、社会資本整備総合交付金の過去5年の交付実績は、について。

以上が、審査の中で交わされた主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、尾和正之議員、演壇でお願いいたします。

○尾和議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第7号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（所管部分）外、議案7件です。

当委員会は、3月11日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第7号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（所管部分）、議案第14号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分、議案第15号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第16号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第22号 令和7年度岩出市介護保険特別会計予算及び議案第23号 令

和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上6議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第7号の所管部分、議案第14号の所管部分、議案第15号、議案第16号、議案第22号及び議案第23号は可決しました。

議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件及び議案第21号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第7号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（所管部分）では、質疑はありませんでした。

議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件では、国民健康保険税の税率が引き上げられるが、基金はどれくらい活用されるのか。また、基金の活用は、保険税の不足額の全額か、それとも一部か。基金の活用を不足額の2分の1とした理由は。今後も国民健康保険税の税率が引き上げられることがあるのか、について。

議案第14号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分では、障害者総合支援給付費について利用する施設は整っているのか。すくすく赤ちゃん紙おむつ等支給事業の量を増やすのか。それとも、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当するだけなのか。小学校と中学校のトイレ改修の事業内容は。また、改修は和式トイレを全て洋式トイレに換えるのか、について。

議案第15号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第16号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）では、高齢者の自立支援や重篤化防止等に向けた保険者の取組の結果は。また、課題の検証等はいつ行われるのか。介護給付費準備基金について、3年ごとの改定で保険料の緩和に活用する予定か、について。

議案第21号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、国民健康保険税の税率が引き上げられた場合、未納者が増加しないのか、市の考えは。マイナ保険証に変更されたことにより、短期保険証や資格証明書の取扱いはどうなるのか。国民健康保険被保険者でマイナンバーカードでひもづけしているものの割合は。マイナ保険証を取り扱っている医療機関はどの程度か。高額療養費について、どのような疾病が多いのか。また、疾病予防の対策は。未受診者対策業務委託の効果は。また、高血圧症や糖尿病などの年齢的な把握はしているのか。後発医薬品の使用協力の取組は。また、医療機関等の反応は、について。

議案第22号 令和7年度岩出市介護保険特別会計予算では、要介護認定に関して、認定結果への苦情等の対応は。また、対処方法は。介護予防の取組は、について。

議案第23号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、令和7年度に後期高齢者医療制度に移行する人数は。後期高齢者の健康に対する意識向上などの対策は。人間ドックと脳ドックの受検者の状況は。また、予算への対応は、について。

以上が、審査の中で交わされた主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 皆さん、おはようございます。

予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月6日木曜日、本会議散会后、正副委員長の互選を行い、その後、執行部に対して議案の概要説明を求めました。

概要説明に引き続き、議案審査の方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に質疑し、文教部門の質疑終了後に、討論、採決を行うことに決定しました。

3月12日水曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月13日木曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、執行部から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の質疑終了後、議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算に対する討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第3号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正の件、議案第4号 岩出市犯罪被害者等支援条例の制定の件、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件、議案第7号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市職員旅費条例の一部改正の件、議案第10号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正の件、議案第11号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正の件、議案第12号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第13号 岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件、議案第14号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）、議案第15号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第16号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第17号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第18号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第19号 市道路線の認定の件、議案第22号 令和7年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第23号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第25号 令和7年度岩出市水道事業会計予算、議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算、以上議案21件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案21件に対する討論を終結いたします。

議案第3号から議案第8号、議案第10号から議案第19号及び議案第22号から議案第26号までの議案21件を一括して採決いたします。

この議案21件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第8号、議案第10号から議案第18号及び議案第22号から議案第26号までの議案20件は、原案のとおり可決、議案第19号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

本議案に反対する理由は、もともと高過ぎる国民健康保険料がさらに高くなるからです。この条例改正は、賦課限度額が104万円から106万円に上がる中、国保加入世帯のほとんどの世帯が値上がりになります。国保利用者1人当たり平均2,300円引き上げられる内容のものです。モデルケース所得300万円で単身1万2,800円増、2人世帯夫婦1万3,300円増、3人世帯1万4,100円増です。

国保基金3,870万円を活用したことについては納得できますが、最悪の物価高騰の中、国保税の引上げは市民も納得できないものであると考えます。国保は年金生活者や自営業の方など弱者で構成する制度です。健康保険のように企業負担もありません。一般会計からの繰入れがなければ、加入者負担引上げに直結します。

国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹をなす制度ですが、構造的な問題を抱えています。かつては農林水産業や自営業が加入者の7割でしたが、現在は年金生活者など、無職と非正規労働者が8割を占めています。国が制度の安定運営のために投入してきた国庫支出金の割合は年々下がり、他の協会健保や組合健保の加入者に比べて、収入が低いのに保険料が高いという極めて矛盾した制度になっています。

自民党政権が国保の国庫負担の削減、抑制を続ける一方、国保に加入する人の高齢化、貧困化が進んだことで、国保料の値上げが止まらなくなり、国保と健保の保険料の格差は一層広がりました。国庫負担こそ引き上げるべきと強く訴えます。

国保料をさらに値上げすれば、物価高騰で厳しい暮らしに追い打ちをかけることになります。保険料の引上げではなく、国庫負担の引上げこそ求めていくことを呼びかけて、本議案に反対の討論といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、持続可能な制度を目指して運営が広域化され、県が財政運営の

責任主体となって財政基盤の安定を図り、市は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納めることとなっております。納付金の納付に必要な額は、国民健康保険税により課税しているところでございます。被保険者1人当たりの医療費が増加しているとのことで、令和7年度は納付金が増額するため、現行の税率を上げざるを得ませんが、基金を活用するとのことであり、被保険者の保険税の増加に対し、一定程度負担が緩和されるものと考えます。

また、低所得者に対する軽減対策や未就学児の均等割の5割軽減、産前産後の保険税の軽減制度があり、保険税算定に当たっては、低所得者や子育て世帯の負担緩和を図られるものと考えます。

以上の点から、国民健康保険の運営に必要な条件改正と考えますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第9号に対する討論を終結いたします。

議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

財界大企業の利益優先の国政のゆがみは、岩出市にも影響を及ぼしています。日本経済は失われた30年の中で、長期停滞傾向が続いており、賃上げが叫ばれているものの、急激な物価高騰に追いつかず、実質賃金は連続で下がり続けており、生活の困難さは厳しさを増すばかりです。

このような状況の中、岩出市民の暮らしに応える予算となっているのか。地方自治体の役割、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育、福祉の充実策が図られてい

るのが問われることとなります。住民の生活向上のために、財政を使うことこそ求められます。

令和7年度の一般会計当初予算は、対前年度比12.4%増の209億9,700万円と過去最高額となっています。予算を見れば、国・県の補助金や交付金を活用し、新たな施策や事業も見受けられ、評価できる点多々あります。

子供の医療費の18歳までの無償化や学校給食の無償化実施などもあり、これまで要望してきた内容も含まれてはいますが、これらは当然のことであり、他の市にも共通するものも多くあります。健全財政の堅持をうたい、またバランス論を用いて、施策の向上に消極的な点も多く、今年度の予算を見る限り、市民の暮らしを守り、市民サービスの向上といった予算の編成、施政方針でも見受けられません。最大の予算規模にもかかわらず、住民の痛みや苦しみに寄り添う施策は十分とは言えません。

反対の第一の理由は、物価高騰対策の積極的な支援策が不十分だと考えます。暮らしを守るためのさらなる独自施策を講じるべきです。また、令和7年度から可燃性有料ごみ袋の値段が引き上がります。市民の暮らしの現状を見れば、時限付引下げを延長することも必要だと考えます。

また、第二の理由は、障害者、高齢者の移動手段の充実を図る手だて、乗り合いタクシーについても導入の方向性が見えていません。そして、職員体制についてであります。必要な部署に適正に配置することが市民サービスにつながるものと考えますが、不十分といえます。労働条件の改善を図ることこそ求められていると考えます。

岩出市には、住民の願いに応える財源は十分にあります。全ての市民が健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。しかし、この予算はそうありません。これでは住民の納得を得られないと考えます。

市民に身近な市政が、国の悪政の防波堤として市民に寄り添い、安心と希望が持てるものになるよう求め、反対討論といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

この議案は、「活力あふれるまち ふれあいのまちの実現」に向け、確実にかつ

継続的に各種行政サービスを実施するため、過去最高額を更新する209億9,700万円、対前年度比で12.4%増の積極予算となっております。今後の財政負担を見据え、健全財政の堅持を財政運営の軸としながらも、市が直面する諸課題に積極的に対応するため、国土強靱化対策、下水道整備、環境対策、人口問題の解決、学力向上及び福祉の充実に引き続き重点を置き、特に国土強靱化対策、環境対策を積極的に推進する予算を計上されております。

歳入においては、市税の確保はもとより、国・県補助金等の財源や基金の繰入れを有効に活用されております。また、市の借金である市債は、一般廃棄物処理事業債にとどめるなど、健全財政に努められております。

次に歳出において、引き続き生活道路環状化事業を進められるとともに、地域防災計画検証事業の結果を踏まえ、初動体制の確立を目指した国土強靱化対策、環境対策としてクリーンセンター基幹的設備改良事業、人口問題の解決として交流人口の増加に向けた岩出駅前活性化事業に重点的に配分されております。また、各福祉施策、特に子ども・子育て支援に重点を置きながら、学力向上についても将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

このように当該予算は、健全財政への配慮は継続しながらも、各種施策にわたり充実した内容となっております。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第20号に対する討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第21号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、反

対の立場で討論を行います。

反対の理由は、議案第9号で述べたとおりです。保険料の値上げが含んでいるものであり、物価高騰の中、国保税の引上げは市民も納得できないものであると考えます。

国が国民健康保険制度の財源保障には責任を負うべきです。被保険者の生活困窮の実態に照らし、本議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第21号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険は、持続可能な制度を目指して運営が広域化され、県が財政運営の責任主体となって、財政基盤の安定を図り、市は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納めることとなっています。

歳入では、被保険者1人当たりの医療費増加による納付金納付に必要な額が保険税に計上されている一方で、被保険者の税負担を緩和するため、基金を繰り入れる予算となっています。さらに、滞納処分による自主財源の確保、交付金等の活用など、国保財政の健全化及び安定した運営に資するものとなっております。

歳出では、医療費の増加により保険給付費が伸びていますが、保険給付に必要な予算が確保されています。また、医療費が増加している状況において、被保険者の疾病予防と健康増進、医療費の適正化を図る取組として、特定健診をはじめ、特定保健指導や健診未受診者対策、糖尿病性腎症重症化予防事業や生活習慣病予防事業、人間ドック、脳ドックなどの保健事業費が計上されるなど、事業運営に必要な予算が確保されています。

以上の点から、適正な予算であると考えますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第21号に対する討論を終結いたします。

議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議員派遣について

○玉田議長 日程第25 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月21日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月21日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時10分)